







介護職員処遇改善加算等を取得して職員の処遇改善に努めています



当法人では、介護職員処遇改善加算を取得し、それを全ての介護職員（障害者施設は生活支援員等）に「処遇改善手当」として毎月最高 25,000 円を給与に上乗せして支給するなどして、賃金の改善を行っています。

また、賃金改善だけでなく職場環境の改善のために、次のことにも取り組んでいます。

-  法人のキャリアパス制度に沿ったスキルアップのための研修や資格取得のための受講料補助
-  介護職員等の腰痛対策を含む負担軽減のための介護機器等の導入
-  非正規職員から正規職員への転換

さらに、令和元年度からは特定処遇改善加算を取得して、下記の配分ルールによって経験・技能のある介護職員等に手厚い配分を行いつつ、それ以外の職員に対しても一定の処遇改善を行っています。

【配分ルール】

- ①資格を有する介護職員等で、勤続10年以上の園長・主任・副主任
 - ②勤続2年以上の介護職員等
 - ③介護職員等以外の職員で基準額に満たない勤続1年以上の職員
- 以上の3グループに分け、①と②については年度末に一時金の支給、③については昇給を予定しています。

これからも取得した加算を活用し、賃金改善を実施するとともに、職員が働きやすい環境を継続して整備していきます。

